

福岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 福岡県における薬物（麻薬・覚醒剤等）乱用対策について、関係行政機関相互の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、福岡県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(組 織)

第2条 本部の組織は次のとおりとする。

本部長 1名
副本部長 4名
本部員 若干名
幹事 若干名
代表幹事 若干名

2 本部長は知事を充てる。

3 副本部長は次の職に在る者を充てる。

副知事
福岡県教育委員会教育長
福岡県警察本部長
福岡県保健医療介護部長

4 本部員は機関の長又は機関の長が適任と認めた職に在る者を充てる。

福岡地方検察庁	刑事部長検事
福岡矯正管区	第一部長
福岡刑務所長	
福岡少年院長	
福岡少年鑑別所長	
福岡保護観察所長	
福岡出入国在留管理局	監理官
門司税関	監視部長
九州厚生局麻薬取締部長	
第七管区海上保安本部	福岡海上保安部長
福岡労働局雇用環境・均等部長	
福岡県教育庁	教育振興部長
福岡県警察本部生活安全部長	
福岡県警察本部暴力団対策部長	
福岡市保健医療局長	
北九州市保健福祉局長	
久留米市健康福祉部長	
福岡県総務部長	
福岡県人づくり・県民生活部長	
福岡県福祉労働部長	

5 幹事は次の職に在る者を充てる。

福岡地方検察庁	麻薬係検事
福岡矯正管区	更生支援企画課長
福岡刑務所	教育部首席矯正処遇官
福岡少年院	統括専門官（調査担当）
福岡少年鑑別所	地域非行防止調整官
福岡保護観察所	統括保護観察官
福岡出入国在留管理局	首席入国警備官
門司税関	密輸対策企画室長

九州厚生局麻薬取締部	主任情報官
第七管区海上保安本部福岡海上保安部	警備救難課長
福岡労働局雇用環境・均等部	企画課長
福岡県教育庁教育振興部	高校教育課長
福岡県教育庁教育振興部	義務教育課長
福岡県教育庁教育振興部	体育スポーツ健康課長
福岡県教育庁教育振興部	社会教育課長
福岡県警察本部生活安全部	少年課長
福岡県警察本部生活安全部	生活経済課長
福岡県警察本部暴力団対策部	薬物銃器対策課長
福岡市保健医療局健康医療部	地域医療課長
北九州市保健福祉局健康医療部	地域医療課長
久留米市健康福祉部	総務医薬課長
福岡県総務部	県民情報広報課長
福岡県人づくり・県民生活部	
私学振興・青少年育成局	私学振興課長
福岡県人づくり・県民生活部	
私学振興・青少年育成局	青少年育成課長
福岡県人づくり・県民生活部	男女共同参画推進課長
福岡県福祉労働部	労働政策課長
福岡県保健医療介護部	保健医療介護総務課長
福岡県保健医療介護部	健康増進課こころの健康づくり推進室長
福岡県保健医療介護部	生活衛生課長
福岡県保健医療介護部	医療指導課長
福岡県保健医療介護部	精神保健福祉センター所長
福岡県	保健所長会長
福岡県保健医療介護部	薬務課長

6 代表幹事は次の職に在る者を充てる。

福岡保護観察所	統括保護観察官
九州厚生局麻薬取締部	主任情報官
福岡県教育庁教育振興部	高校教育課長
福岡県教育庁教育振興部	義務教育課長
福岡県教育庁教育振興部	体育スポーツ健康課長
福岡県教育庁教育振興部	社会教育課長
福岡県警察本部生活安全部	少年課長
福岡県警察本部暴力団対策部	薬物銃器対策課長
福岡県人づくり・県民生活部	
私学振興・青少年育成局	青少年育成課長
福岡県保健医療介護部	健康増進課こころの健康づくり推進室長
福岡県保健医療介護部	薬務課長

(本 部)

第3条 本部を福岡県保健医療介護部薬務課に置く。

(所掌事務)

第4条 本部は次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 薬物乱用対策に関する総合的な計画の検討。
- (2) 薬物乱用対策に関する情報交換及び相互連絡。
- (3) 薬物乱用対策に関する啓発指導

(会 議)

第5条 会議は本部員会及び幹事会とする。

会議は必要の都度本部長が召集する。

会議の議長は本部長とする。本部長に事故ある場合は、副本部長がその職務を代理する。

幹事会は本部員を補佐する。

代表幹事会は、幹事会に付議する事項及び幹事会より委託された事項について検討する。

(庶 務)

第6条 本部の庶務は保健医療介護部薬務課で処理する。

(補 足)

第7条 この要綱で定めるもののほか本部の運営について必要な事項については、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は昭和38年8月19日から施行する。

附 則 (第一次改正)

この要綱は昭和48年8月28日から施行する。

附 則 (第二次改正)

この要綱は昭和58年8月29日から施行する。

附 則 (第三次改正)

この要綱は昭和63年6月 8日から施行する。

附 則 (第四次改正)

この要綱は平成 6年6月17日から施行する。

附 則 (第五次改正)

この要綱は平成 7年6月14日から施行する。

附 則 (第六次改正)

この要綱は平成 8年6月14日から施行する。

附 則 (第七次改正)

この要綱は平成 9年7月 9日から施行する。

附 則 (第八次改正)

この要綱は平成10年7月17日から施行する。

附 則 (第九次改正)

この要綱は平成12年6月16日から施行する。

附 則 (第十次改正)

この要綱は平成13年6月15日から施行する。

附 則 (第十一次改正)

この要綱は平成14年6月12日から施行する。

附 則 (第十二次改正)

この要綱は平成16年7月 7日から施行する。

附 則 (第十三次改正)

この要綱は平成17年7月 6日から施行する。

附 則 (第十四次改正)

この要綱は平成18年8月11日から施行する。

附 則 (第十五次改正)

この要綱は平成19年9月 4日から施行する。

附 則 (第十六次改正)

この要綱は平成20年9月 9日から施行する。

附 則 (第十七次改正)

この要綱は平成22年9月 9日から施行する。

附 則 (第十八次改正)

この要綱は平成24年11月20日から施行する。

附 則（第十九次改正）

この要綱は平成26年2月17日から施行する。

附 則（第二十次改正）

この要綱は平成26年7月30日から施行する。

附 則（第二十一次改正）

この要綱は平成28年7月26日から施行する。

附 則（第二十二次改正）

この要綱は平成29年7月24日から施行する。

附 則（第二十三次改正）

この要綱は平成31年1月15日から施行する。

附 則（第二十四次改正）

この要綱は令和元年7月29日から施行する。

附 則（第二十五次改正）

この要綱は令和2年8月7日から施行する。

附 則（第二十六次改正）

この要綱は令和3年8月19日から施行する。

附 則（第二十七次改正）

この要綱は令和4年8月19日から施行する。